

仕 様 書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 福井、濱口 電話 681-5791)

件 名	京都市中央卸売市場第二市場警備業務委託												
履行期限	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日												
契約条件	<p>本契約は、京都市契約事務規則及び契約書によるもののほかはすべてこの仕様書による。</p> <p>第1 目的</p> <p>京都市中央卸売市場第二市場（以下「第二市場」という。）構内の管理について、常に正常かつ良好な状況に維持し、円滑な市場運営に寄与することを目的とする。</p> <p>当市場は牛・豚等の生体の入荷を受け入れて食肉加工を行う施設であり、高い衛生管理水準が求められる当市場の特性について十分に理解して業務を行うとともに、入荷される牛・豚等の家畜は出荷者から預かった大切な財産であることを認識し、万が一の事故や逃走を防止するため、万全の警備体制を整える必要がある。</p> <p>第2 警備の対象とその範囲</p> <p>施設名 京都市中央卸売市場第二市場 所在地 京都市南区吉祥院石原東之口町2番地 敷地面積 22,774㎡ 建物面積 延べ11,969㎡ (市場本棟10,264㎡、外部と畜棟198㎡、作業員室棟697㎡、守衛所58㎡、汚水処理施設523㎡、倉庫棟120㎡、その他)</p> <p>第3 業務日時・体制等</p> <p>一年を通じて、現場で警備業務に従事する者（以下「警備士」という。）を次のとおり配置すること。なお、夜間の仮眠は認めない。</p> <p>また、業務責任者を選任し、業務の管理監督を行わせるとともに、本市との連絡調整を行うこと。</p> <table border="1"><thead><tr><th>時刻</th><th>配置時間</th><th>配置人数</th></tr></thead><tbody><tr><td>0:00～9:00</td><td>9時間</td><td>1人以上</td></tr><tr><td>9:00～15:00</td><td>6時間</td><td>2人以上</td></tr><tr><td>15:00～24:00</td><td>9時間</td><td>1人以上</td></tr></tbody></table> <p>労働日数 365日 労働時間 10,950時間</p>	時刻	配置時間	配置人数	0:00～9:00	9時間	1人以上	9:00～15:00	6時間	2人以上	15:00～24:00	9時間	1人以上
時刻	配置時間	配置人数											
0:00～9:00	9時間	1人以上											
9:00～15:00	6時間	2人以上											
15:00～24:00	9時間	1人以上											

第4 提出書類

1 警備業法に定める書類

受注者は、警備業法第19条第1項の規定による当該契約の概要について記載した書面を提出すること。契約締結後、速やかに警備業法第19条第2項の規定による当該契約内容を明らかにする書面を提出すること。

2 警備状況の報告に係る書類（以下「報告書」という。）

業務の実施に当たっては、次の書類を使用し、毎日、翌朝勤務終了引継時に発注者に提出すること。

なお、異常等を発見した際は、報告書にその経過・内容を記録すること。

- ・別紙1「警備日誌兼報告書」
- ・別紙2「警備巡回記録表」
- ・別紙3「各事務所鍵受渡確認表」
- ・別紙4「牛・豚畜入荷扱報告書」

第5 実施要領

警備士の定位置は警備室を拠点として、警備を行うこと。また、警備室に設置されている各種警備機器を管理すること。

警備内容については、次に掲げるとおりとする。

1 共通業務

- (1) 不審者、不審物の発見時に、通報・連絡・必要な措置を行うこと。
- (2) 防犯・防災上支障となる事項に対して、通報・連絡・必要な措置を行うこと。
- (3) 火災発生時に、通報・連絡・初動対応措置を行うこと。
- (4) 事件、事故発生時に、応急措置及び警察等への連絡を行うこと。
- (5) 建物及び設備の破損個所の発見時に、連絡・通報を行うこと。
- (6) その他異常発見時に、注意・連絡・必要な措置を行うこと。

2 出入監視業務

- (1) 場内各所の鍵の保管を行うとともに、職員等への鍵の貸出を行い、報告書に記載すること。
- (2) 関係者の出入管理のため、7時～15時の間、警備士1名が市場東側出入口で立哨のうえ監視すること。
- (3) 指定された出入口の利用、第二市場内での徐行徹底など、入退場の指示、指導を行うこと。
- (4) 出入場する車の確認及び車上荒らしの警戒を行うこと。
- (5) 深夜・早朝時は、スイッチ盤の操作により、ゲートの開閉を行うこと。

なお、スイッチ盤は常に施錠すること。

ゲートの開門時間	4時
ゲートの閉門時間	22時

3 受付業務

- (1) 来場者の受付及び案内を行うこと。(報告書による受付記録、入退場時の履物や手の消毒等防疫措置の指示・確認を含む。)
- (2) 第二市場職員が出勤していない時の電話等による問合せ等に対応すること。
(職員が出勤していない時は電話切替により警備室に入電する。)また、発注者に伝達する事項がある場合は、氏名、時間及び問合せ内容等を報告書に記載すること。
- (3) 郵便物を仕分けし、巡視時に各執務室に配布すること。

4 場内整理業務

- (1) 駐車許可証が駐車車両に掲示されているか確認を行うこと。
- (2) 警備室及び市場東側出入口付近の道路上に塵芥物等が落下し、汚損している場合は、速やかに清掃すること。
- (3) 牛・豚搬入等関係車両が第二市場内道路に渋滞したときは、一般道路への影響を最小限に食い止めるとともに、他の車両の混雑や混乱を防ぐよう誘導、整理すること。

5 巡視業務

(1) 一般的事項

ア 巡視時間の目安は次のとおりとし、巡回ルートについては別途指示する。

	巡視時間	注意事項
1 回目	3:30~4:00	ゲート開門前に実施
2 回目	9:00~9:30	郵便物等配付、駐輪場整理整頓
3 回目	14:00~14:30	郵便物等配付、駐輪場整理整頓
4 回目	22:00~22:30	ゲート閉門後に実施

※ 上記4回以上とし、各部屋の鍵が全て返却後に施錠確認を行うこと。

イ 北側玄関の自動ドアを開錠(8時頃)及び施錠(17時30分頃)すること。

ウ 各部屋の施錠確認は鍵が全て返却された後に行うこと(4回目の巡視時に併せて実施してもよい)。

なお、緊急等の場合には、必要に応じて特別な体制を指示することがある。

エ 第二市場内の通行に支障を及ぼすような物品や廃棄物が放置されていないかを点検及び確認すること。

オ 巡視時に、防犯又は防火上緊急対応が必要な事態が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに発注者に連絡すること。

(2) 盗難等の予防

ア 巡視等により、不審者及び不審物の発見、排除を図るとともに不法行為者に対する適正指導を行うなどにより防犯に努めること。

イ 不法行為その他の危険な行為の発見及び防止に努めること。

ウ 施設、設備等の損壊箇所の発見に努めるとともに、施錠箇所の点検及び確認を行うこと。

(3) 火災等の予防

ア ガス器具使用後の元栓の状態の点検及び確認を行うこと。

イ 第二市場内の吸殻入れ等、発火源となる恐れのある箇所の点検及び確認を行うこと。

ウ 消火設備や消火器具等の外観の確認を行うこと。

(4) 駐車場等の確認

巡視時に、市場本棟南側及び北側駐車場の確認を行うこと。また、2回目及び3回目の巡視時には駐輪場の整理整頓を行うこと。

(5) その他

ア 不必要電灯の消灯を行うこと。(天井灯、常備灯等の球切れ、不良の確認を含む。)

イ 消毒容器への消毒液の補充を行うこと。(依頼があった場合)

6 防災業務

(1) 警備室に設置されている警備機器の監視を行い、異常時にはその対応措置を講じること。

(2) 牛・豚の逃走時はゲートを閉め、場外への逃走を防止すること。

(3) 発注者が消防訓練等を実施する場合、受注者はこれに協力すること。

(4) 火災、風災害、盗難、不法行為等の予防措置を行うこと。

事件、事故及び異常を発見又は通報があったときは、応急措置を講じ、緊急性等に応じて発注者に一報を行うとともに警察等関係機関に連絡のうえ、その経過については、速やかに書面で発注者に報告すること。

7 防疫業務

(1) 牛・豚搬入車両の一般駐車エリアへの出入り並びに、牛・豚搬入等関係車両以外の生体搬入エリアへの出入りを防止すること。

(2) 生体搬入エリアに牛・豚搬入等関係車両が出入りする時は、入荷者名(会社名)、車番、入退場時刻を報告書に記載すること。また、牛・豚が搬入された場合は畜種、頭数についても報告書に記載すること。

(3) 牛・豚搬入時は、車両消毒ゲートの徐行など、適切な消毒の徹底を指示のうえ、おがくず置き場及び洗車場の適正な使用指示に協力すること。

(4) 牛・豚搬入時は、けい留所等に事件、事故及び異常を発見又は通報があったときは、応急措置を講じ、緊急性等に応じて発注者に一報を行うとともに警察等関係機関に連絡のうえ、その経過については、速やかに書面で発注者に報告すること。

8 防犯カメラ監視業務

本市が設置している下記クラウド型防犯カメラ3台を使用した映像の監視、記録及び管理を警備士が行うこと。なお、防犯カメラ映像監視用のタブレット端末等は受注者が用意すること。

(1) 設置場所

北側玄関（屋内）、けい留所外部階段（屋外）、別館玄関（屋外）

(2) 機器（防犯カメラ）概要

Safie One（北側玄関）	1台
i-PRO WV-U1532LAUX(SF)（けい留所外部階段）	1台
VIVOTEK FD9389-EHV-v2(SF)（別館玄関）	1台

(3) 運用方法

受注者はクラウド型防犯カメラの使用のため、セーフイー㈱と契約してSIMカードを入手し、SIMカードを機器に取付けて、クラウドを介して24時間継続して場内の監視を行うこと。

クラウド上の防犯カメラの映像データは、セーフイー㈱のサーバで14日間保存される契約とし、本市が必要と認めた場合は映像データを提出すること。

(4) 映像守秘義務等、個人情報の取扱い

受注者は、映像の漏えい、滅失、き損、改ざん防止など映像の安全管理を図るため、次の事項に留意し、必要な措置を講じなければならない。また、契約期間が終了した後も同様とする。

ア 知り得た情報を漏えいしたり、不当な使用をしたりしないこと。

イ 記録した映像の不必要な複製や加工を行わないこと。

ウ 映像を記録媒体などに記録したときは、保管庫等に施錠をして保管すること。

エ 不必要な映像の外部持ち出しを禁止すること。

9 その他業務

(1) 仕様書、業務内容に対する改善提案等を行うこと。

(2) 守衛所の整理清掃等に努め、守衛所に設置されているエアコンのフィルターについても定期的に清掃を行い、清潔な状態を保持すること。

(3) その他警備業務に必要な事項を行うこと。

第6 安全衛生管理

受注者は、労働基準法及び労働安全衛生法を厳守のうえ業務を実施すること。

第7 引継ぎ

受注者は、翌年度の本業務受注決定者に対し、業務実施に必要な情報等を、適正に引継ぎ、第二市場の業務に支障が生じないように努めること。

なお、受注者と翌年度の受注決定者が同一の場合は、この限りではない。

第8 負担区分

1 発注者が負担するもの

- (1) 業務に必要な光熱水費
- (2) 警備室、警備控室及び警備業務に係る各設備機器類

2 受注者が負担するもの

- (1) 事務用品
- (2) 点検報告書の用紙及び各種日誌
- (3) 制服、制帽、帯革、警笛、懐中電灯、警棒等の必要な装具
- (4) 防犯カメラ映像監視用のタブレット端末等
- (5) 防犯カメラ（3台分）の通信費用（SIMカードの購入費用を含む）及びクラウドでのデータ管理費用
- (6) その他業務に必要と認められる装具

第9 予定価格

予定価格（委託料の上限）は、25,262,000円とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

第10 支払方法

業務の代金については、1箇月ごとに、当該期間における完了届を受領した後、提出された請求書に基づき、契約額の12分の1の額を支払うものとする。

第11 その他の事項

- 1 第二市場の生体搬入エリアを出入りする際は、必ず所定の消毒を行うこと。
- 2 業務の実施等により発生する細部の事項は、発注者と受注者が協議のうえ決定する。
- 3 警備士の顔写真付きの名簿、勤務シフト表及び緊急時の連絡先を発注者に提出すること。また、交替等の場合は、事前に発注者に報告すること。
- 4 業務上知り得た秘密については、他に漏らしてはならない。また、完了後も同様とする。
- 5 発注者は、受注者に対し、第二市場内において水及び電力を無償で提供する。ただし、受注者は節水、節電に努めること。
- 6 第二市場内で口蹄疫等の家畜伝染病に罹患した動物が発見され、家畜保健衛生所による防疫体制が発動された場合、と畜業務が停止に近い状態となり、本業務の履行に支障が生じる可能性がある。その場合、発注者と受注者が協議のうえ、本契約内容に必要な変更を行う。
- 7 災害発生時には、市場業務を速やかに再開できるよう協力すること。
- 8 異常発生時には、市場本棟の中央監視室に連絡して必要な情報を入手するとともに、必要に応じて現場に同行を求めるなど相互に連携して、通報、連絡、必要な措置を行うこと。

	<p>第12 予算不成立の場合の無効</p> <p>契約日は令和6年4月1日とする。ただし、本契約に係る予算が成立しないときは本契約を無効とする。</p>
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、中央卸売市場第二市場の指示に従ってください。